

知的障害のある生徒の自立をめざしたキャリア教育の実践 - 関係機関との連携を生かした教育課程 -

熊田 正俊¹⁾・別府 悦子²⁾・野村 香代³⁾・宮本 正一²⁾

Curriculum of Career Education for the Aim of Independence of Students with Mental Disabled Children

Masatoshi KUMADA, Etsuko BEPPU, Kayo NOMURA,
and Masakazu MIYAMOTO

キャリア教育の教育課程を作成し、実践しつつ、関係機関との連携の中で、情報収集のための機会を作った実践とその検討を行った。一つは、小学部から高等部までの12年間を見通して、「人間関係を築く力」「働くことや仕事を理解する力」「将来を設計する力」「意思決定をする力」を目標に、キャリア教育に関しての題材系統図をもとにした教育課程が組まれていた。知的障害や肢体不自由、病弱などがあり、特別な教育的支援が必要な児童生徒は、短期間で変化を求めるのではなく、長い見通しの中で、時間をかけて自立への発達力を保障していくことが必要である。二つは、児童生徒や保護者という当事者の声や願いを聴取し、雇用・労働の情報収集をもとにした進路説明会という機会を関係機関と連携して設定したという点である。さらに、毎回の成果と課題を保護者の事業評価（アンケート）をもとに、協議会の「しごと部会」の協議を通し、改善するなど、PDCAサイクルに基づき、より効果的な協働活動を展開した。こうした生徒本人や保護者の不安解消をなくすためのきめ細かなキャリア教育や具体的でわかりやすい支援と情報収集が、自己肯定感を育て、社会へのソフトランディングを進めていく上で重要であることが示唆された。

キーワード：キャリア教育 教育課程 題材系統図 職業ガイダンス 連携協力 協働活動

I. 問題と目的

2006（平成18）年4月から施行された障害者自立支援法は、障害者の就労支援を一つの柱としており、福祉サイドからの就労支援を充実強化するため、新たに「就労移行支援」、「就労継続支援」等の事業が創設された。その具体的な事業内容は表1のとおりであるが主に「就労移行支援事業」は一般就労を希望し、それが見込まれる者を対象にしている。また

「就労継続支援事業」はA型とB型に分かれ、A型は、雇用契約に基づく就労が可能な者を対象にしている。B型は「就労移行支援事業」等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者等を対象にしている。

また、福祉分野と雇用・教育分野との連携を強化し、障害者とその適性にに応じて、より力を発揮して働ける社会を目指すこととした。

1) 岐阜市立岐阜特別支援学校 2) 教育学部 3) 名古屋第二赤十字病院小児科

表1 障害者自立支援法に定められた就労支援に関する事業

① 就労移行支援事業	
一般就労を希望し、適性に合った職場での一般就労等が見込まれる者に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を有期限で実施する事業である。	
② 就労継続支援事業（A型）	③ 就労継続支援事業（B型）
雇用契約に基づく就労が可能な者に対し、利用者と雇用契約を結び就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力の高まりに応じ、一般就労への移行に向けた支援を実施する事業である。	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者に対し、雇用契約は結ばずに就労の機会を提供する。

一方、障害者雇用については、2012（平成24）年6月1日現在における民間企業の実雇用率が1.69%（前年は1.65%）と、過去最高を更新するなど進展がみられた（厚労省・平成24年障害者雇用状況の集計結果）。企業規模別にみると、特に1,000人以上規模の大企業における障害者雇用が拡大しており、その実雇用率は1.90%と、法定雇用率を上回っている状況である。これは、近年、企業におけるCSR（企業の社会的責任）の浸透やコンプライアンス（法令遵守）の徹底に伴い、障害者雇用に対する企業側の意識が変化してきたものによると考えられる。

しかし、このように障害者雇用が一層進展している一方で、依然として民間企業の実雇用率はいまだ

法定雇用率（1.8%）を下回っていると同時に、法定雇用率を達成している企業の割合も46.8%と半分に満たしていない状況である。引き続き、厳正な雇用率達成指導など障害者雇用の促進に向けた一層の取組みが求められる。

では、実際の障害者の就労支援・雇用状況はどのような実態なのであろうか。表2は、平成24年の全国、岐阜県における、表1の中の②就労継続支援A型、③就労継続支援B型のそれぞれの施設の数と平均工賃実績データである。これを見ると、県内において、就労継続支援A型、就労継続支援B型の施設数が多くないことがわかる。また、平均工賃も全国に比べて低いことがわかる。

表2 平成24年 全国及び岐阜県の平均工賃

施設種別	算出	全 国		岐 阜 県	
		施設数	平均工賃（円）	施設数	平均工賃（円）
就労継続支援A型	月額	1,554	68,691	49	68,614
	時間給		724		707
就労継続支援B型	月額	7,938	14,190	111	11,708
	時間給		176		148

では、このような実情の中で、障害者の就労支援はどのようにあるべきなのか。ここでは、岐阜市立岐阜特別支援学校を例にとり、その現状について検討をする。

表3は、平成23年度の岐阜市立岐阜特別支援学校

（岐阜特別支援学校と記す）における卒業生の進路先を示したものである。これによると、一般就労は、30%であり、70%は福祉就労である。そのうち、就労継続支援B型がもっとも多く25%、就労移行支援は11%と少ない状況にあった。

表3 平成23年度岐阜市立岐阜特別支援学校 卒業生の進路先

		人 数		割 合	
福祉就労	生活介護	25人	6人	70%	17%
	就労継続支援B型		9人		25%
	就労継続支援A型		6人		17%
	就労移行支援		4人		11%
一般就労		11人		30%	

そのうち、一番数としては多かったB型事業所についての岐阜特別支援学校における課題について述べる。表4は、それぞれの事業所、施設を進路先と

して選択する際に、進路指導にかかわる教員などから把握した課題である。

表4 事業所、施設を進路先として選択する際の課題

<p>B型事業所を考える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事をする力はあるけれども、実習の時などには本来の力を出すことができず、動きが多いなどの理由でB型事業所に入れなくなってしまうことがあるという実態である。 ・ 本人ができることは多いので、生活介護を利用するためには区分判定が出ないことになりそうで不安に思っている。
<p>B型、A型事業所を考える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在学中の実習などを通して、就労移行支援B型、A型を進路とすることが適切であると考えられる生徒は多数いる。卒業の時点では就労移行支援事業所に入らなければならないとすると、受け入れてもらえる事業所は十分にはないのが現状である。 ・ 卒業時点で行き先がなく、在宅となるとうまくいかなくなる例が多いと考えられる。
<p>A型事業所を考える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援A型の様子が少しずつ分かってきた。 ・ 「働く」ことを支える「生活の力」を育てる支援は難しいのが現状のようなので、仕事が終わってからの過ごし方や家庭生活、家族の問題を抱えている場合の支援が不安である。就業・生活支援センターの力を借りることが多くなることが予想される。
<p>一般企業への就職を考える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への希望は多くの生徒が持っている。働きながら成長していける人たちなので、受け入れていただけるところを一つでも多く見つけていきたい。 ・ 一般就労しても定着するためにはいろいろな支えが必要であることを感じる。職場での支援と共に、自立した生活をするために、「家事、金銭や時間の管理、余暇利用等」の支援も必要な場合がある。

それぞれの場所を選択するにあたり、固有の課題があることがわかる。とりわけ、福祉サイドからの就労支援を充実強化するため、新たに「就労移行支援」「就労継続支援」等の事業が創設されたが、保護者及び生徒にとって具体的に理解することには至っていない現状のあることがわかる。

また、生活介護を主に担う授産施設においては、入所・通所者の高齢化と定員不足が起きており、高等部卒業生の進路確保が難しくなっている現状にある。そのため、生徒の働きたいという意欲を生かすために、就労先の業種の変化に対応した進路指導の在り方を具体化する必要があることがわかる。

では、このような現状をふまえ、特別支援学校では、どのようにキャリア支援を行うべきなのか。それを検討するために、岐阜特別支援学校のキャリア支援に関わる教育課程および関係機関との連携を図った進路指導について報告し、特別支援学校に在籍する生徒の自立をめざしたキャリア教育について検討していくことを目的とする。

II. 研究の方法

岐阜特別支援学校におけるキャリア教育の実践を報告し、実践検討を行う。その際、それぞれの取り組みにおいての参加者・保護者からの感想をもとにした事業評定を根拠に効果測定を行う。対象とする実践は、平成24年度の進路学習の教育課程、および岐阜市障害者自立支援協議会などの関係機関と連携した進路説明会の取り組みである。

III. 実践報告：岐阜市立岐阜特別支援学校における進路学習

1. 学校全体の12年間の進路学習に関する教育課程

岐阜特別支援学校では、平成24年度は、図1のようなキャリア教育題材系統図をもとに指導を行った。ここでは、「人間関係を築く力」「働くことや仕事を理解する力」「将来を設計する力」「意思決定をする力」という、4つのつけたい力を形成することを目標に、小学部から高等部までを見通して、途切れない支援を系統的に行うよう、意図されている。

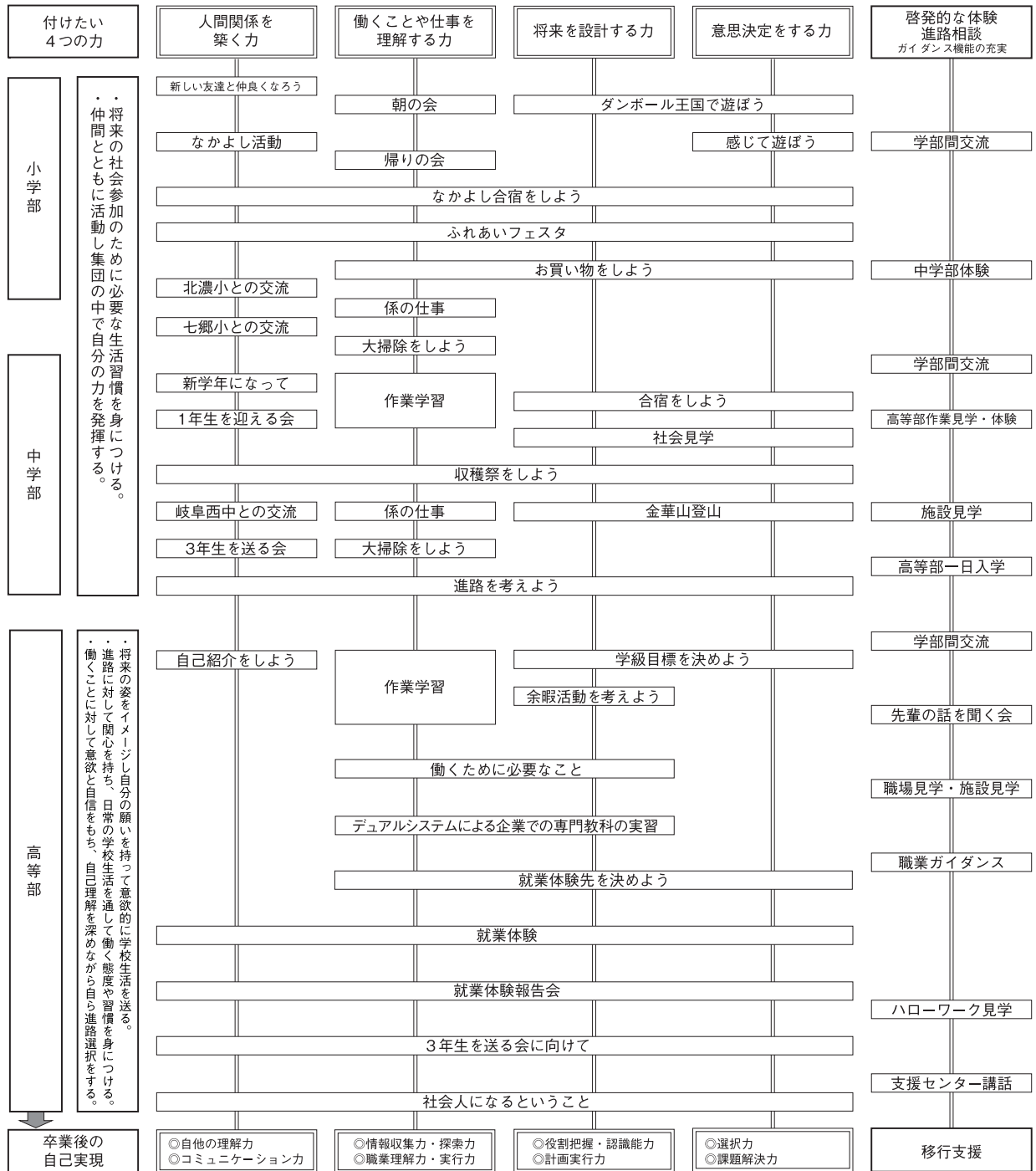


図1 岐阜市立岐阜特別支援学校におけるキャリア教育題材系統図

2 高等部における進路学習の実際

前項で、小学部から高等部までの系統的にキャリア教育を進めるための、題材系統図を示した。ここでは、それをふまえ、高等部において1年から3年までのそれぞれの学年において行っている進路学習の実際について述べる。具体的には①施設見学、②親子参加による就労した卒業生からの話を聞く会、③保護者の進路学習会である。

表5は、それぞれの学年における施設等の見学の内容である。これによれば、1年生から見学にてかけ、現場の職員の講話を聞き、実際に触れる体験を行っていることがわかる。2年生では、職業カウンセラーによる講話を受けるようにしている。3年生では、見学に加え、自分たちの進路に関心を深めるための事業所のアトラクション鑑賞や製品の見学も導入している。

表5 高等部における各学年の施設見学の内容

1年生	2年生	3年生
施設見学 (普通コース) 就労継続支援B型事業所の見学 【共働学校】	事業所訪問 (普通コース) 就労継続支援B型事業所、生活介護 事業所の見学【伊自良苑 嘉百合園】	ハローワーク見学 (工業コース) 障害者雇用の担当者による講話 パソコンを使った求人票検索の体験
施設見学 (普通コース) 就労継続支援B型事業所、多機能型 事業所の見学 【すまいるはうす 清流園】	進路ガイダンス 職業センター職業カウンセラーによ る講話	オンリーワン芸術祭見学 (普通コース) 自分たちの進路に関心を深めるため の事業所のアトラクション鑑賞や製 品の見学
職場見学 (工業コース) 先輩の働く一般企業の見学 【サン・シング東海 LFC 株式会社】		市役所、障害者就業・生活支援セン ター訪問 (工業コース) 卒業後の生活にかかわる施設の見学 と利用の仕方の体験 就労支援ワーカーとの面談
施設見学 (普通コース) 就労継続支援A型事業所、B型事業 所の見学 【いぶき 石谷事業所】		岐阜障害者就業・生活支援センター 講話 就労支援ワーカーによる講話

こうした見学や講話に加え、前年度の卒業生4名を招き、現在の仕事や生活の様子、現在の仕事に就くまでのこと、後輩達へのメッセージなどについて、インタビュー形式により先輩の話聞く会を設定している。これは親子の参加で行った行事である。平

成24年度は、羽島市M施設、岐阜市内のA授産所、岐阜市内のPスーパーマーケット、岐阜市Kランドリーサポートに就職した卒業生の話を聞いた。表6は、卒業生の先輩の話とそれを聞いた生徒の感想を記したものである。

表6 卒業生の話と生徒の感想

羽島市M施設に就労した先輩の話	生徒の感想
<p>本校に在籍していた時から木工が得意だったことと、小学部のときからこの施設を利用してきたこともあり、卒業先の進路をここに決めたそうです。</p> <p>ウクレレのパーツをいろいろな補助具を使ってミリ単位で丁寧に削ります。このウクレレは約4万円もするとても高価なものです。作業が完成した時には先生に「できました。」と報告をします。</p> <p>給料はトレーニングマシンを買うために貯金をしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先輩は仕事が楽しいと言っていましたが、それはすごいと思いました。仕事も真剣に最後まで手を止めずにやっていますすごいと思いました。 ・ほくも仕事をして、ストラップを買いたいです。 ・仲間と楽しく仕事をしてすごいいました。私も自分から仲間に話して、作業を丁寧にやってW先輩のように楽しく生活していきたいと思いました。 ・ウクレレを作る時に、一つでもいい加減な作業をすると今までの努力が全て水の泡になってしまうと感じて、僕も素直に丁寧に仕事をしようと思いました。 ・普段、作業で先生から教えてもらっている返事や報告・相談がとても大事だと思いました。私たちが日常から意識すればできることなので、できるようになりたいです。

ここから直接、就労をしている卒業生の現在の様子を聞くことで、自分たちの身近の人たちの頑張りや仕事に打ち込む姿に、あこがれをもつ生徒がいたこと、自分の今の生活をふり返り、改めて目標をも

つことができた生徒がいたことがわかる。また、よき理解者、よき仲間との出会いが、就労をしている卒業生たちを支えているということも分かった。

この会に当日、参加した保護者にとっても大変によい研修の場になった。親子で研修を受けることで、家庭での共通理解を図りやすくなると考えられた。また、会の終了後に保護者同士が交流し合う姿が多く見られた。

親子による進路学習を位置付けることで、進路学習の話題が膨らんでいったことが成果としてあげられた。

また、岐阜特別支援学校では、表7のような保護者を対象とした進路学習会を開催している。中学部及び高等部の保護者50名以上の参加があった。高等部の進路指導について、ビデオ映像による色々な進路先の説明を行い、就業体験についての理解を深める場とした。また、高等部卒業後を支える福祉の制度についても説明を行った。

表7 保護者の進路学習会の内容

生活介護	介護を受けながら、生産的創造的活動を行います。障がい福祉課で区分判定を受ける必要があります。
就労継続支援B型	一般企業での就労が困難な人に働く場を提供し、必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な人に働く場を提供し、必要な訓練を行います。B型と違うのは、雇用契約を結び給与をもらうことです。
就労移行支援	一般企業に就労するために必要な訓練を行います。(期間が限られています)

このような学習会の感想として、理解がしやすい内容であったことが多数あげられた。一方で、高等部から入学した生徒の保護者にとっては、制度について理解することが難しいという感想があった。小学部から系統的に進路学習を進めているが、途中から入学してくる生徒の保護者には、それまでの説明の不足を補う配慮を行っていくことが必要であることが示された。

また、高等部1年生の保護者から2年時の職場実習を決めるときに、教師に基本的に決めて欲しい。現在保護者がもっている情報が少ないので、家庭で決めることについては不安がある。また、直接事業所を訪問して親子で情報を得ていくことは時間的にも余裕がない。情報が欲しいけれど、PTA 研修会のように他の保護者もいないため不安が大きい。などの意見が出された。このように情報不足のため、家庭では十分に選択できない困難と不安をもっていることが把握された。

このような情報を受け、保護者が就労継続支援に関係する事業所と接する機会を工夫する必要性が提示された。そこで、関係機関との連携をもとにした進路指導が必要であると判断した。そういう場を設定し、位置づけていくことがキャリア教育の中で必要という認識から、岐阜市障害者自立支援協議会と連携した進路指導を行っていくことにした。次にそ

の取り組みについて述べる。

3 岐阜市障害者自立支援協議会と連携した進路指導

岐阜市障害者自立支援協議会において、岐阜特別支援学校の進路指導の現状と課題について提案を行った。特に、就労継続支援関係の事業所の情報を得ることができる説明会を開催して欲しいという課題があることを会議の場で提示した。

これを受けての協議の結果、特別支援学校卒業生の離職者が多いという現状のもと、その対策協議に加えて、新たに高等部生徒や保護者のニーズに対応する取り組みが必要になり、岐阜市障害者自立支援協議会と連携した進路指導を行うことになった。

ここでは、平成24年度、25年度、26年度のそれぞれについて行ったこの取り組みを報告し、そこでの事業効果を参加者の感想によって評定し、次年度に生かした内容を報告する。

① 平成24年度の取り組み

取り組みの初年次である24年度については、岐阜市障害者自立支援協議会「しごと部会」が中心となり、施設説明会を開催することとなった。表8は、この取り組みの趣旨説明である。

「しごと部会」における提案、および協議の結果、「岐阜市就労支援事業所説明会」を開催することとなった。表9は、その実施要領である。

表8 岐阜市障害者自立支援協議会「しごと部会」の施設説明の趣旨

高等部2、3年生では、卒業後の進路を考えるために地域の施設や企業で「就業体験」を行います。その就業体験先は生徒の特性や将来への希望、住んでいる場所、通勤手段などに合わせて適切などころを探すのですが、保護者からは「市内にどんな施設があるのかが分からず探しづらい」という声が上がっています。そこで、市内のいくつかの施設に学校に来ていただいて説明会を行い、実習先探しの参考にしていただきたいと思いますと考えました。

こうした機会を通じて保護者が施設への理解を深めることは、自分の子どもの将来をより深く考えその子にあった生活をつくるきっかけになると思います。

表9 「岐阜市就労支援事業所説明会」の実施要領

- 1 目的
高等部生徒・保護者の進路選択の参考にしていただくために、事業所の具体的内容を知る機会を提供する。
- 2 日時：平成25年1月21日（月） 13：30～15：30
- 3 場所：岐阜市立岐阜特別支援学校 高等部棟3階 多目的室
- 4 対象：高等部 1年生徒とその保護者
岐阜市立岐阜特別支援学校、岐阜県立盲学校、岐阜県立聾学校、岐阜県立長良特別支援学校、岐阜県立本巣特別支援学校
- 5 内容：13：30 挨拶、説明
13：40 参加事業所による事業所説明（1事業所1分程度）
14：10 個別相談会（各事業所のブースに分かれて、生徒・保護者との個別相談）
- 6 参加事業所：岐阜市内の就労継続支援B型事業所 11事業所
就労継続支援A型事業所 7事業所
就労移行支援事業所 4事業所
合計18事業所が参加
- 7 参加内訳（生徒） 岐阜市立岐阜特別支援学校23人、岐阜県立盲学校1人、
岐阜県立聾学校1人、 岐阜県立長良特別支援学校1人、
岐阜県立本巣特別支援学校3人
合計32人

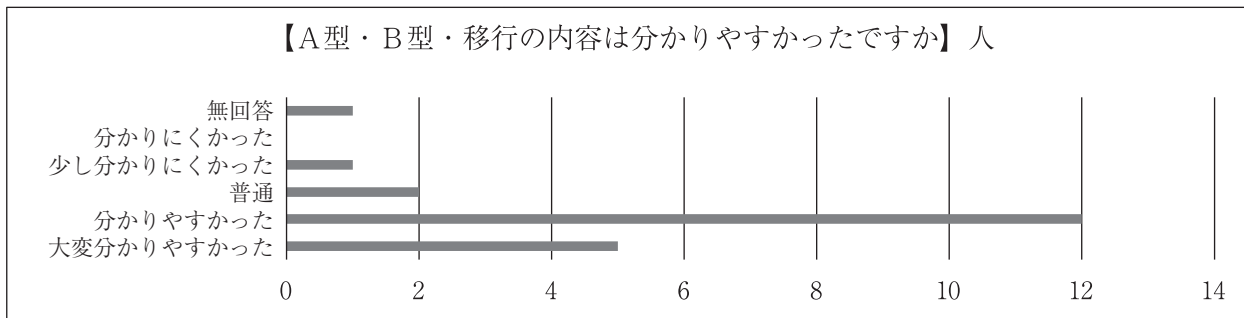
この説明に参加した保護者に実施したアンケートの結果を、表10に示した。これによると、就労支援事業所について、約80%が分かりやすかったと回答している。また、個別相談では、事業について具体的に資料を用いて説明を受けることができたため、生徒や保護者の理解が深まった。

これまで、親子で事業所を訪問して説明を受けていた。このため、何カ所も事業所を訪問することは時間的にも困難であった。今回の説明会により、関心のある事業所の説明を複数聞くことができ、有意義であるという意見があった。しかし、初めての開催であり、1月開催となり、2年生からの就業体験先の検討を行うためには、もう少し早い時期に開催することが望ましいと考えられた。

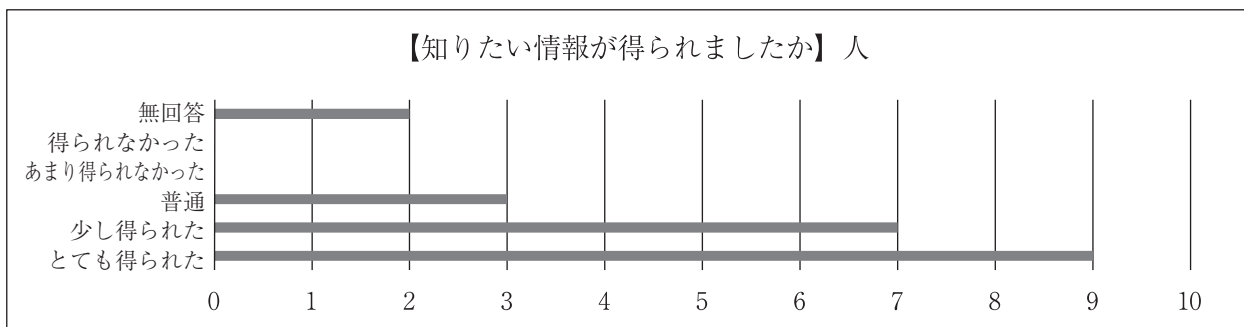
ここでは、親子で事業所説明を受ける機会を設けたことで、家族として我が子の進路を具体的に検討

する機会となった。現在の就労状況を理解し、これが長い目で我が子の進路を考えていく良い機会になっていると思われる。また、保護者同士が情報交換をするよい機会にもなった。

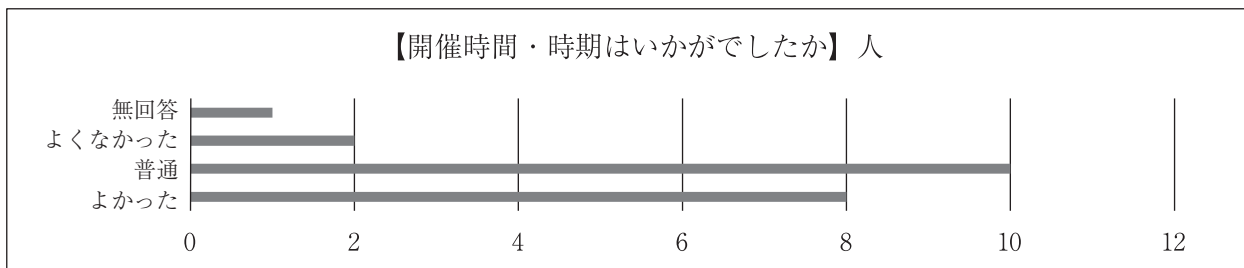
こうした岐阜市就労支援事業所説明会の開催を通して、これまでの協議に加えて、障害者及びその家族のための具体的な行事を生み出すことができた意義は大きい。学校作りの一つの目標として、第一筆者らは子どもを中心として、家庭、地域、学校が一体となつての「ほほえみネットワーク」づくりを進めている。岐阜市障害者自立支援協議会において、子どもを中心とした、家庭、岐阜市福祉部障がい福祉課、地域の事業所、学校のネットワークが絆を深め、これが障害のある人が地域の一員として生活していく一助になることができることを願って実施させた。



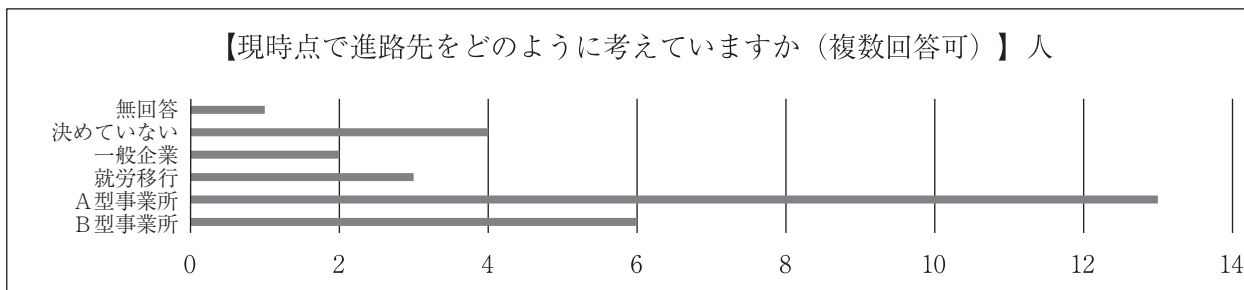
【感想】 ・知らなかった事業所もあり、仕事内容などをたくさん聞けました。・とてもよく分かりました。これからの参考になりました。
 ・それぞれがどんなことをやっているのか知ることができました。



【感想】 ・知りたい情報が納得して得られました。 ・仕事内容の説明が分かった。・知りたいことを直接お尋ねできて、とてもよかったです。



【感想】 ・もっと時間があると他の事業所も回れました。 ・就業体験の候補先として考えられるように、もう少し早めの時期がよいと思います。 ・じっくりと話が聞けて参考になりました。



この項目に該当する感想はなし

図2 平成24年 岐阜市就労支援事業所説明会 保護者アンケートの結果

② 平成25年度の取り組み

法律の改正により、平成24年度の岐阜市障害者自立支援協議会は「岐阜市障害者総合支援協議会」として名称が変更され、あらたに設置された。そこで、この会において、事務局から、平成24年度の就労支

援事業所説明会が事業所、保護者共に好評であったので、平成25年度も同様の形態で開催することが提案された。改善点等を中心にして、平成25年度の取組を表10に述べることにする。

表10 平成25年度の岐阜市就労支援事業所説明会

1	日時：平成25年12月17日（火） 13：30～15：30 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の要望に応え、前年度の1月21日より約1カ月前に開催した。 ・2年時に実施される就業体験において、本人にふさわしい実習場所を選択する一助となった。
2	対象：岐阜市在住の市内特別支援学校高等部 1年生徒とその保護者 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市主催の行事であるため、「岐阜市在住の市内特別支援学校高等部」と明示した。
3	参加事業所：市内28事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援8事業所、就労継続支援A型12事業所、就労継続支援B型15事業所
4	内容：13：35 各事業所のPR <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度は、予定以上にPRに時間を費やしてしまった。発表原稿をあらかじめ準備する、移動時間などのロスを少なくする等の工夫を行うことにする。また、端的に各45秒以内で説明するように改めた。 <p>14：00 個別相談会 個別の相談時間の目安を5分交代と明示した</p>
5	参加内訳（生徒） <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市立岐阜特別支援学校46人、岐阜県立盲学校1人、岐阜県立長良特別支援学校4人、岐阜県立本巣特別支援学校1人、合計52人（前年度32人）
6	事業所の概要資料を当日配布した <ul style="list-style-type: none"> ・参加者、支援者が共に知りたい情報を含む概要を作成した。 ・当日配布する概要は、事業所の規模、食事提供、送迎、アクセス、開所時間、作業内容、工賃・給料、ボーナス、マイカー通勤、通勤手当、加入保険、バリアフリー対応等、事業所のPRが多く配慮できるようにする。

今年度は親子による個別相談会を実施した。それによって、生徒及び保護者が事業所に関する具体的な情報を得ることができたという評価を得ることになった。参加した生徒からは、「早く働いてみたくなった」、保護者からは「今後の手がかりになった」等の感想が寄せられたことからその効果が見られる。また、事業所からは「他の事業所の様子が分かった」「生徒・事業所両者に毎年開催する価値がある」

という意見が出された。

③ 平成26年度の取り組み

前年度に引き続き、平成26年度も岐阜市在住の特別支援学校1年生とその保護者を対象に、就労支援事業の内容等についての理解を深め、就労の促進を目的として就労支援事業所説明会を開催することになった。改善点等を中心にして、平成26年度の取組を表11に述べることにする。

表11 平成26年度の岐阜市就労支援事業所説明会

1	目的 岐阜市在住の特別支援学校高等部1年生の生徒とその保護者を対象に、就労支援事業の内容等についての理解を深めることにより、就労意欲を喚起し、就労を促進することを目的として、就労支援事業所説明会を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> ・具体的に「就労支援事業の内容等についての理解を深めることにより、就労意欲を喚起し、就労を促進することを目的」とすることを述べた。
2	日時：平成26年10月15日（水） 13：30～15：30 <ul style="list-style-type: none"> ・高等部1年生の段階から事業所のことを広く知ることは、2年時に実施する職場実習や職場見学につながるため、将来の可能性が広がるいい機会である。 ・家族で卒業後の就労等について具体的に考えることができるように、前年度の12月17日より約2カ月前に開催した。
3	場所：岐阜市立岐阜特別支援学校 体育館 <ul style="list-style-type: none"> ・参加する生徒、保護者が増えている。また、事業所の参加も増えている。昨年度の会場であった岐阜特別支援学校の多目的室は満員状態であった。これを解消するため、事業所のブーススペースをゆったりと確保できる体育館を会場とすることに改めた。

- 4 参加事業所：市内27事業所
 ・就労移行支援10事業所、就労継続支援 A 型12事業所、就労継続支援 B 型14事業所
- 5 内容：13：35 流れの説明 各事業所の紹介（PR タイムはなし）
 14：00 個別相談会（5～10分交代）
 ・昨年度は生徒一人当たりの相談時間が5分間あったが、生徒及び保護者に十分に説明できなかったので、もう少し相談時間を長くしていく。本年度は、事業所の PR タイムを取り止め、個別相談の時間を5～10分設けるように改めた。
- 6 参加内訳（生徒）
 ・岐阜市立岐阜特別支援学校32人、岐阜県立本巣特別支援学校2人、岐阜県立関特別支援学校3人、岐阜県立中濃特別支援学校6人、岐阜県立大垣特別支援学校1人、合計43人（前年度52人）
- 7「岐阜市障がい者就労支援事業所一覧」は、各学校で参加生徒・保護者に配布した。
 ・昨年度、生徒及び保護者に大変好評であった事業所一覧の資料を、前渡しすることに改めた。岐阜市障がい福祉課、各事業所、各学校の連携の賜物である。

平成26年度の改善点は、市外にある特別支援学校も対象に加え、学校と事業所で役割分担をして開催したことである。参加者は、就労支援事業所やその事業・内容を知り、今後の実習に向けて親子で就労についての意識を高めることができた。

このように、平成24年度から開始された「岐阜市就労支援事業所説明会」は徐々に定着している。岐阜市福祉部障がい福祉課、各事業所、特別支援学校が、子どもや保護者のために、少しでもよい説明会にしたいという願いを持って取り組んできた成果である。

ある保護者が「このような機会はなかなかないので貴重な体験をさせていただけたと思います。今後これを手掛かりに先のことを見つけ行動していけると思いました。」という感想を残した。保護者や家族が手応えを掴んだことは、何よりの成果であった。

この説明会を通して、「就労移行支援」「就労継続支援」等の事業について、生徒や保護者が具体的に

理解する一つの場を獲得し、その後も関心を持って事業所と関わっていくようになった。事業所における入所・通所者の高齢化と定員不足による高等部卒業生の進路確保の難しさは減ってはいない。しかしながら、多くの事業所について理解を深めることで、現実的な選択をして、充実した職場実習にしようという態度が育ってきていることも成果である。

引き続き、子どもを中心として、家庭、地域の関係機関、学校が連携を密にして、「岐阜市就労支援事業所説明会」がより充実していくように取り組んでいきたい。

4 岐阜市立岐阜特別支援学校の進路学習および地域と連携した取り組みの特徴と課題

特別支援学校高等部学習指導要領(平成21年3月)第一章総則 第2節教育課程の編成 第4款教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項に表12があげられている。

表12 特別支援学校高等部学習指導要領に記された配慮すべき事項

<p>4 職業教育に関して配慮すべき事項</p> <p>(3) 学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域及び産業界や労働界の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。</p>
--

先に述べたように岐阜特別支援学校では、子どもを中心とする「ほほえみネットワーク」で学校づくりをしている。子どもを中心とした「家庭-地域社会-学校」の連携協力を行い、社会資源を活用して教育活動の充実を図っている。

本研究は、「Ⅲ. 実践報告：岐阜市立岐阜特別支援学校における進路学習 1. 学校全体の12年間の進路学習に関する教育課程」における高等部の「職業ガイダンス」に位置づけている。これは、平成24年度、この学習における本校保護者の「市内に

どんな施設があるのかが分からず（実習先を）探しづらい」という困り感から生まれたものである。保護者の困り感を受け止めた進路指導主事が、岐阜市障害者自立支援協議会で提案したことが契機になった。そこで、この協議に基づき、①保護者が就労継続支援に関係する事業所と接する機会を生み出すこと、②関係機関と連携する場を設けるために、岐阜市障害者自立支援協議会と連携した進路指導を行うこととなった。保護者の困り感を解消するために、岐阜市・事業所・学校が連携を図り、「岐阜市就労支援事業所説明会」を設けるとともに、毎回の成果と課題をPDCAサイクルにより必要な改善を行い、地域ぐるみで歩んできた。

例えば、平成25年度から作成している「岐阜市障がい者就労支援事業所一覧」は、事前に配布したことで、生徒及び保護者が家庭で事前学習し、説明を受けたい事業所を複数決めて参加する積極的な姿勢を生み出している。親子で、事業所の担当者から直接説明を受けることにより、必要とする事業所に関する理解を得ることができ、2年時の就業体験先決定への意欲を高めることにもなっている。

また、本一覧が就労支援を受ける人にとり有効活用できる資料であることから、平成26年度から岐阜市福祉部障がい福祉課のホームページに掲載され、広く活用されるようになっている。

この研究によって、「ほほえみネットワーク」を生かし、家庭、地域社会、学校の連携協力のもと、協働活動によりキャリア教育の充実を図りながら、職業ガイダンスをより意義あるものにしてきたと言えよう。

今後も、子どもを中心とする「ほほえみネットワーク」により、家庭、地域社会、学校が双方向で充実を図り、子どもの社会的自立を実現していきたい。

IV. 全体的考察：実践検討を通して、知的障害特別支援学校におけるキャリア教育を考える

2014年に我が国が批准した障害者権利条約では、第27条に、労働および雇用について、「他の者との平等を基礎として、障害者の労働の権利を認める」とし、障害者の労働の権利の実現を保障し、促進するため、11項目（a～k）にわたる措置を取ること

を求めている。そのうち、aでは、「あらゆる形態の雇用に係わるすべての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用継続、昇進並びに安全かつ健康な労働条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。」と定められている。しかし、日本では、授産施設等で就労する障害者に対し、労働基準法や最低賃金法などは適用されておらず、低い水準の工賃のままである実態が続いている。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、雇用率を守るよう、企業に義務付けられているが、先に述べられているように、達成水準は低いままである。

こうした障害者の雇用・労働環境がまだまだ厳しい状況の中で、特別支援教育において、児童生徒の自立を図り、社会への移行支援を行っていくための実践およびその研究が重要になっている。ことに、特別支援学校高等部においては、社会への接続を視野に置いた教育活動を進めていくことが課題になっている。

本稿では、特別支援学校の管理者である第一筆者が、学校の教職員とともに、キャリア教育の教育課程を作成し、実践しつつ、関係機関との連携の中で、情報収集のための機会を作った実践が紹介されている。そこでの教育的な成果と課題について述べる。

一つは、高等部になってはじめてキャリア教育がスタートするのではなく、小学部から高等部までの12年間を見通して、「人間関係を築く力」「働くことや仕事を理解する力」「将来を設計する力」「意思決定をする力」を目標に、キャリア教育に関しての題材系統図をもとにした教育課程が組まれているという点である。知的障害や肢体不自由、病弱などがあり、特別な教育的支援が必要な児童生徒は、短期間で変化を求めるのではなく、ライフサイクルの長い見通しの中で、時間をかけて自立への発達の力を保障していくことが必要である。その意味で、小学部からのキャリア教育の教育課程を教職員が検討し、実践していくことは重要であると考えられる。

二つは、その中で、児童生徒や保護者という当事者の声や願いを聴取し、学校の教育課程だけでは不足している、雇用・労働の情報収集をもとにした進路説明会という機会を岐阜市障害者自立支援協議会と連携して設定しているという点である。さらに、毎回の成果と課題を保護者の事業評価（アンケート）をもとに、協議会の「しごと部会」の協議を通し、

改善するなど、PDCA サイクルに基づき、より効果的な教育活動を展開しているという点である。

こうした児童生徒の自立を目指した継続的支援の中で、一人ひとりの児童生徒に応じた成長をめざし自分の良い所を探しながら、自己肯定を進めるキャリア教育を行うことが求められる。第一筆者の熊田が「ほほえみネットワーク」という児童生徒を主役にした関係機関との連携を通し、生徒本人や保護者の不安解消をなくすためのきめ細かな支援や具体的でわかりやすい情報収集が重要であると考え。こうしたことを通して、社会へのソフトランディングを進めていくことが必要である。しかし、まだまだ障害者をめぐる雇用・労働環境は厳しく、法的な整備が求められよう。

【付記】

本報告は、岐阜市立岐阜特別支援学校の校長である第一筆者の熊田正俊が、同校の高等部進路指導教員と一緒に取り組んだ実践を、筆者の責任でまとめたものである。また、別府悦子と野村香代が全体的考察の中で、実践検討を行い、宮本正一が全体を通して校閲した。

本実践を公開するにあたっては、十分な倫理的配慮のもと、保護者や他の教職員に対し、説明を行い、同意を得ている。また個人が特定されないように、報告事例や保護者の詳細は割愛した。

公表を許可して下さった岐阜市障害者総合支援協議会の関係者の皆様、各事業所、施設の関係者各位、生徒の保護者や学校の教職員に深く感謝いたします。

引用文献

- 厚生労働省, 第6章 障害者の自立支援と地域福祉の推進, 厚生労働白書平成18年版, p.267, 2006.
- 厚生労働省, 第7章 障害者支援の総合的な推進, 厚生労働白書平成23年版, p.326, 327, 2011.
- 厚生労働省, 平成24年 厚労省・平成24年障害者雇用状況の集計結果, 2012.
- 児玉哲也, 平成25年3月岐阜県政策研究会「障がいのある生徒の就労支援について」, 児玉哲也, 2013.
- 岐阜市, 平成25年岐阜市障害者総合支援協議会 体系図, 2013.
- 岐阜市, 平成26年岐阜市障害者総合支援協議会 専門部会(下半期)実施報告, 2014.
- 文部科学省, 平成21年3月 特別支援学校高等部学習指導要領 p.108, 2009.
- 黒木加代子, 学ぶあなたが主人公-鹿児島県立開陽高等学校における生徒の支援, 平成27年度文部科学省「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業(スクールクラスター)」採択, スクールクラスター事業講演会資料, 2015.

(2015年12月18日 受稿)